

「不利益処分」 基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	堺市立のびやか健康館使用の制限	
根拠法令・条項	堺市立のびやか健康館条例施行規則第5条	
所 管 課	環境事業 部	環境事業管理課
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p>（処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）</p>	<p style="text-align: center;"> ・設 定 ・設定できない ・基準を公開できない </p> <p>堺市立のびやか健康館使用許可制限の処分基準については、以下のとおりとする。</p> <p>（1）堺市立のびやか健康館条例第2条第2項各号に掲げるいずれかの規定に該当したとき。</p> <p>（2）専ら健康増進以外の目的のために使用するとき。</p> <p>（3）会員が会費及び諸料金、その他費用の支払いを滞納した場合。</p>	
<p>聴聞・弁明の機会の付与の区分</p>	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	<p>ただし、行政手続法第13条第2項第 号に規定する「 該当するため、手続を省略する。」 するとき」に</p>
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	